



# 佐賀県公報

平成18年  
7月19日  
(水曜日)  
第12781号

## 目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

### 告示

### 公告

○保安林予定森林	(四八一・森林整備課)	一
○ "	(四八二・ "	二
○肥料登録の有効期間の更新	(園芸課)	二
○平成十八年度屋外広告物講習会の開催	(まちづくり推進課)	二
○土地改良区解散の認可	(農地整備課)	三
○県営太良地区土地改良事業の工事完了	( "	三
○ "	( "	三
○ "	( "	三
○建築基準法に基づく道路の位置の指定	(建築住宅課)	三

## ○ 告 示

### ●佐賀県告示第四百八十一号

次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十八年七月十九日

佐賀県知事 古川 康

#### 一 (一) 保安林予定森林の所在場所

- 鹿島市大字山浦字水梨甲二八〇三の一、甲二八〇三の二、甲二八二八の三、甲二九三七、甲二九三八、甲二九四〇の一、甲二九四〇の二、甲二九四二、甲二九四八の二、甲二九四九の二から甲二九四九の五まで、甲二九五〇の三、甲二九五一の一、甲二九五一の二、甲二九五二の二、

甲二九五三、甲三〇〇四

#### (二) 指定の目的

水源のかん養

#### (三) 指定施業要件

##### ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

#### 二 (一) 保安林予定森林の所在場所

武雄市若木町大字本部字黒岩五三四四から五三四六まで、五四〇五の一から五四〇五の三まで、五四〇七の一から五四〇七の三まで、五四〇八の一、五四〇八の二、五四〇九から五四一一まで、字竹ノ辻五五七六、五五八二の二、五五八六、五五九四

#### (二) 指定の目的

土砂の流出の防備

#### (三) 指定施業要件

##### ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりと

する。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

●佐賀県告示第四百八十二号

次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。  
平成十八年七月十九日

佐賀県知事 古 川 康

一 保安林予定森林の所在場所

西松浦郡有田町原明字本谷甲二三七〇の二、甲二三七〇の三

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び有田町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

○ 公 告

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成18年7月19日

佐賀県知事 古 川 康

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量	その他の規格	生産業者		有効期限
					氏名又は称名	住所	
佐賀県肥第887号	米ぬか油かす及びその粉末	米ぬか油かす及びその粉末	窒素全量 2.0% りん酸全量 5.0% 加里全量 1.5%		理研農産 化工株式 会社	佐賀市大 財北町2 番1号	平成24年 7月11日

佐賀県屋外広告物条例（昭和39年佐賀県条例第43号）第17条の9第1項の規定により、広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会（以下「講習会」という。）を次のとおり開催します。

平成18年7月19日

佐賀県知事 古 川 康

1 受講対象者

屋外広告業に従事している者及び今後屋外広告業に従事する予定の者

2 開催日時及び場所

(1) 日時 平成18年8月21日(月) 午前10時から午後4時まで

(2) 場所 佐賀市城内一丁目6番5号 佐賀県職員互助会館2階大会議室

3 講習会の課程

(1) 広告物に係る法令に関する事項

(2) 広告物の表示の方法に関する事項

(3) 広告物の施工に関する事項

4 受講手続

(1) 申込受付期間

平成18年8月16日(水)まで

(2) 申込方法

佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課又は各土木事務所等で配布する受講申込書に必要事項を記載し、受講料として2,000円の佐賀県収入証紙をはり付けて、佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課(郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号)に申し込んでください。

なお、受講料は、次のいずれかに該当する者が講習会の課程の一部免除を受けた場合には、1,500円(佐賀県収入証紙)となります。

ア 一級建築士、二級建築士又は木造建築士

イ 第一種電気工事士又は第二種電気工事士

ウ 第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者又は第三種電気主任技術者

エ 帆布製品製造科に係る職業訓練修了者、帆布製品科に係る職業訓練指導員免許所持者又は帆布製品製造に係る技能検定合格者

オ 屋外広告業の5年以上の実務経験者

(3) その他

詳細については、佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課(電話0952-25-7158)にお問い合わせください。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第67条第2項の規定により、平成18年7月11日諸浦土地改良区の解散を認可した。

平成18年7月19日

佐賀県知事 古川 康

平成16年3月10日県営土地改良事業(中山間地域総合整備 用排水施設整備)太良地区の工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条

の2第3項の規定により公告する。

平成18年7月19日

佐賀県知事 古川 康

平成18年3月10日県営土地改良事業(中山間地域総合整備 農道整備)太良地区の工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により公告する。

平成18年7月19日

佐賀県知事 古川 康

平成18年3月10日県営土地改良事業(中山間地域総合整備 ほ場整備)太良地区の工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により公告する。

平成18年7月19日

佐賀県知事 古川 康

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成18年7月19日

佐賀県知事 古川 康

指定番号	指定位置	指定年月日	幅員(メートル)	延長(メートル)
16	武雄市武雄町大字武雄字北ノ浦6982番7及び6985番5	平成18年7月12日	4.01	25.32

指定図面は、佐賀県県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

購読料 一か年二八、八〇〇円（送料共）  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者 平成十八年七月十九日印刷及び発行  
佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 株式会社古川総合印刷